

平成31年2月1日規程第1号

独立行政法人地域医療機能推進機構政府調達に関する協定等に係る物品等又は
特定役務の調達手続の特例を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を実施するため、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」という。）の締結する契約のうち、国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程（平成26年規程第61号。以下「会計規程」という。）第52条6項の規定による特例を設けるとともに、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。
- 二 特定役務 2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス及び同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（本規程において「建設工事」という。）に係る役務をいう。
- 三 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。
- 四 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類
の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をい
う。

(適用範囲)

第3条 この規程は、機構の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理

を加えた上でする譲渡を含む。) をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡をするために直接に必要な特定役務(当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。) 又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約並びに改正協定第3条の規定に該当する事務については、この限りでない。

一 物品等の調達契約 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)(以下「国の特例政令」という。)第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

二 特定役務のうち建設工事の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

三 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

四 特定役務のうち前2号以外の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

2 調達契約に関し独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(平成26年細則第6号。以下「契約事務取扱細則」という。)第35条第1項ただし書きの規定により単価をもってその予定価格が定められる場合にあっては、当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

3 物品等の借入に係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額とする。

(競争参加者の資格に関する事項)

第4条 会計規程第6条に規定する経理責任者(以下「経理責任者」という。)は、特定調達契約にかかる競争を適正かつ合理的に行うため必要があると認められる事項に関し、当該競争に参加しようとする者に必要な資格(以下「競争参加資格」という。)を定めなければならない。

2 経理責任者は、前項の規定による競争参加資格のほか、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を競争参加資格として定めることができる。ただし、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

(競争参加者の資格に関する審査等)

第5条 経理責任者は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、前条に規定する競

争参加資格にかかる審査については、随時に、しなければならない。

(競争参加資格に関する公示等)

第6条 経理責任者は、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに資格審査の申請の時期及び方法等について、電子媒体により公示しなければならない。

2 経理責任者は、前項の規定による公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 調達する物品等又は特定役務の種類
- 二 競争参加資格に関する事項

(一般競争の公告)

第7条 経理責任者は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前に電子媒体により公告をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に掲げる期間までに短縮することができる。

- 一 特定調達契約の締結までに急を要する場合 10日
- 二 次に掲げる条件のいずれかに該当する場合 40日から該当する条件の数に5日乗じて得た日数を減じた期間
 - イ 入札説明書の交付を電子情報処理組織を使用して行う場合
 - ロ 入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合

2 経理責任者は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

(一般競争について公告をする事項)

第8条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 競争入札に付する事項
- 二 競争参加資格
- 三 契約条項を示す場所
- 四 競争執行の場所及び日時
- 五 入札保証金に関する事項
- 六 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定されている物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
- 七 競争参加資格にかかる書類の申請の時期及び場所

八 入札説明書の交付に関する事項

九 落札者の決定の方法

- 2 経理責任者は、前項の規定による公告において、当該公告に示した競争参加資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。
- 3 経理責任者は、第1項の規定による公告において、契約を担当する職員の氏名及びその所属する部署の名称並びに契約の手續において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、掲載するものとする。
 - 一 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
 - 二 競争参加資格にかかる申請書類の提出期日又は入札期日
 - 三 契約を担当する職員の氏名及びその所属する部署の名称

(指名競争の公示等)

- 第9条 第7条第1項の規定及び前条の規定は、経理責任者が特定調達契約につき指名競争に付そうとする場合について準用する。この場合において、第7条の見出し中「一般競争の公告」とあるのは「指名競争の公示」と、第7条第1項各号列記以外の部分中「公告」とあるのは「指名競争の公示（以下この項及び次条において単に「指名競争の公示」という）を」と、前条の見出し中「一般競争について公告」とあるのは「指名競争について公示」と、前条各号列記以外の部分中「前条の規定による公告」とあるのは「指名競争の公示」と読み替えるものとする。
- 2 前項の規定により読み替えて準用する第7条第1項の規定による指名競争の公示は、前項の規定により読み替えて準用する前条の規定により公示するものとされている事項の他、指名競争において指名されるために必要な要件についても、公示するものとする。
 - 3 前項の要件により指名される競争参加者に対しては、前条第1項第一号及び第三号から第五号に掲げる事項を入札期日の前日から起算して少なくとも四十日前までに当該競争参加者に通知するものとする。ただし、当該期間は、第1項の規定により読み替えて準用する第7条第1項の規定により短縮することができる期間と同一の期間まで短縮することができる。
 - 4 前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - 一 一連の調達契約にあつては、前条第1項第六号に掲げる事項
 - 二 契約の手續において使用する言語

(公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い)

第10条 経理責任者は、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において一般競争公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第1項の規定による指名競争公示をした後、当該一般競争公告又は指名競争公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から競争参加資格の審査について申請があったときは、速やかに、その者が競争参加資格を有するか否かについて審査を開始しなければならない。

2 経理責任者は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、当該資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第2項及び第3項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

3 経理責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第1項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札のときにおいて、一般競争の場合にあっては競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

4 経理責任者は、第1項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までと同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

(技術仕様)

第11条 経理責任者は、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次に掲げる事項を確保しなければならない。

一 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。

二 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

2 経理責任者は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができるものとする。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

(入札説明書の交付)

第12条 経理責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を掲載した入札説明書を交付するものとする。

- 一 第8条又は第9条第2項の規定により公告又は公示をするものとされている事項
(ただし、第8条第1項第8号に掲げる事項を除く。)
- 二 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- 三 開札に立ち会う者に関する事項
- 四 契約を担当する職員の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地
- 五 契約の手続において使用する言語
- 六 契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
- 七 その他必要な事項

(落札)

第13条 経理責任者は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

(随意契約によることができる場合)

第14条 特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。

- 一 一般競争若しくは指名競争に応ずる入札がないとき、再度の入札をしても落札者がいないとき、行われた入札がなれ合いによるとき又は入札に関する条件に合致していないものであるとき。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。
- 二 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
- 三 既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他の調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障を生ずるおそれがあるとき。
- 四 機構の委託に基づく試験開発の結果製造された試作品等の調達をするとき。
- 五 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の

相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障を生ずるおそれがあるとき。

六 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第4条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第8条の公告又は第9条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

七 緊急の必要により競争に付することができないとき

八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のため、これらの者から直接に物品等を買入れるとき。

九 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買入れ若しくは借入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき（物件の買入れ又は借入れの場合にあつては、当該物件を同号に規定する救済施設が生産する場合に限る。）

2 前項各号に定める場合のほか、理事長が特定調達契約につき随意契約によることを承認したとき。

（落札者の決定に関する通知等）

第15条 経理責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者からの請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

2 経理責任者は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を電子媒体により公示しなければならない。

一 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

二 契約を担当する職員の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地

三 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

四 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

- 五 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- 六 契約の相手方を決定した手続
- 七 一般競争又は指名競争によることとした場合には、第8条の規定による公告又は第9条の規定による公示を行った日
- 八 随意契約による場合にはその理由
- 九 その他必要な事項

(一般競争又は指名競争に関する記録)

第16条 経理責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録(契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。)を作成し、落札の日から少なくとも七年間保管するものとする。

- 一 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- 二 入札者の申込みに係る価格
- 三 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
- 四 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
- 五 第10条第4項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項
- 六 その他必要な事項

(随意契約に関する記録)

第17条 経理責任者は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由及びその他必要な事項について記録を作成し、契約締結の日から少なくとも七年間保管するものとする。

(苦情の処理)

第18条 経理責任者は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指名するものとする。

(特定調達契約に関する統計)

第19条 理事長は、厚生労働省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、厚生労働省に送付するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年2月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程は、この規程の施行日以前において行われた公示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については適用しない。

附 則 (令和2年規程第63号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程は、この規程の施行の日以前において行われた公示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については適用しない。

附 則 (令和7年規程第1号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年1月29日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程は、この規程の施行日以前において行われた公示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については適用しない。